平成２４年（フ）第９９号
新潟県長岡市宮内１丁目３番19号
債務者　吉原　俊明
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
新潟県南魚沼市黒土新田447番地４
債務者　片桐　信幸
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
新潟県三島郡出雲崎町大字鳴滝町204番地
債務者　黒川　　徹
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
愛知県岡崎市真伝町字供養坊18番地４　ブルーハイツ松橋101、前住所愛知県岡崎市舳越町字川端32番地
債務者　外川内秀光
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２３４号
愛知県西尾市米津町種木50番地　ユーエスピア西尾５Ｆ号室
債務者　新實　　修
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３３２号
岡山県倉敷市中島2192番地　シャルマンジャン205
債務者　大治志保子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
岡山県倉敷市広江７丁目14番３―403号
債務者　山田　一雄
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
岡山県津山市高野本郷1259番地15
債務者　兼若　京子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第５７０号
茨城県坂東市辺田295番地４、破産申立時及び住民票上の住所埼玉県川口市桜町２丁目６番21号　桜マークⅡビレッジ101号
債務者　宮本　幸男
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６９３号
埼玉県川口市芝園町２番２―403号　芝園ハイツ２号棟
債務者　匠　　善子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８４９号
埼玉県蕨市塚越６丁目４番１号　須賀ハイツ306号
債務者　木谷　悦典
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５９６号
さいたま市北区植竹町１丁目541番地　王子製袋大宮社宅404
債務者　後藤知也子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６９２号
埼玉県蓮田市関山１丁目６番21号　栄荘203号
債務者　吉田　賢臣
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７５１号
さいたま市緑区大字三室1402番地12、旧住所埼玉県草加市松江１丁目２番14号　ビラ・シロネ102号
債務者　増渕　広子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７８２号
埼玉県川口市戸塚東１丁目９番18号　メゾン新井302号室、旧住所さいたま市南区白幡６丁目５番６号408
債務者　小林　　仁
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７８３号
埼玉県川口市戸塚東１丁目９番18号　メゾン新井302号室、旧住所さいたま市南区白幡６丁目５番６号408
債務者　小林　康子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７９１号
埼玉県加須市上崎1693番地９
債務者　大内喜代美
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係